

**「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会  
平成 29 年度 総会 議事録**

日 時 平成 30 年 3 月 29 日(木)13:30~14:45

場 所 県庁新館 7 階大会議室 <出席者 43 名>

**1. 開会（事務局）**

**2. 挨拶（雲林院会長）**

（概要）

- ・先日、静岡県のわさびと徳島県の急傾斜地農法の 2 地域が「世界農業遺産」として認定されたところ。6 月の申請に向けて、本県でも、認定に向けた取組をさらに推進していきたい。
- ・本日は、本県の認定申請に向け、いよいよ認定申請の母体となる協議会を設立することになる。よろしくお願ひしたい。

**3. 議案（進行：会長）**

**（第 1 号議案）平成29年度事業報告について**

（説明：事務局）

- ・平成 29 年度の事業実績について説明。

（採決）

- ・賛成多数により承認。

**（第 2 号議案）「（仮称）琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」の設立について**

（説明：事務局）

- ・これまでの準備会から協議会に移行する案について説明。  
協議会規約案および協議会の名称を「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」とする案についても説明。

（意見・質問なし）

（採決）

- ・賛成多数により承認。

**準備会後に開催の「協議会設立総会」への付議事項について**

**（第 3 号議案）平成30年度事業計画（案）**

（説明：事務局）

- ・今後の認定に向けたスケジュールなどについて説明。

（採決）

- ・賛成多数により承認。

**（第 4 号議案）「世界農業遺産」認定申請 案**

**（第 5 号議案）「世界農業遺産」保全計画（アクションプラン）案**

（説明：事務局）【パワーポイント使用】

- ・世界農業遺産の概要、申請する農林水産業システム、申請地域など申請に係る全体像を説明。
- ・保全計画の全体像を説明。認定がゴールではなく、その後「世界農業遺産」をいかに活用するのかが重要であることを説明。

(採決)

第4号議案

- ・賛成多数により承認。

(採決)

第5号議案

- ・賛成多数により承認。

#### 4. 閉会

- ・引き続き休憩をはさんで協議会設立総会に移行する旨を告知。
- ・休憩時に、昨年度から2年間にわたって撮影・編集してきた滋賀の農山村の魅力的な景観や農林水産業の営みを放映。(映像は、滋賀の首都圏発信拠点「ここ滋賀」などでも放映していることを紹介。)

# 琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会 設立総会 議 事 録

日 時 平成 30 年 3 月 29 日(木) 15:00～17:00

場 所 県庁新館 7 階大会議室 <出席者 110 名> (講演会時約 130 名参加)

## 1. 開会 (事務局)

- ・第 2 号議案により役員を選任の議決を行うが、それまでの間は、暫定的に準備会の雲林院会長に進行をお願いする。
- ・議案に入る前に、滋賀の目指す「世界農業遺産」システム＝「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」を映像で御覧いただきたい。

## 2. オープニング映像紹介

森・里・湖に育まれる<sup>うみ</sup> 漁業と農業が織りなす琵琶湖システム

## 3. 議案 (進行：準備会会長)

「(仮称)琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立総会について

### (第 1 号議案)

(仮称)琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会 規約 (案)

(説明：事務局)

- ・規約 (案) について、協議会の名称、協議会の目的、事業などを中心に説明。  
(意見・質問なし)

(採決)

- ・賛成多数により承認。
- ・準備会からの移行により「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立  
(平成30年3月29日)

### (第 2 号議案)

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会 役員 (案)

(説明：事務局)

- ・規約第 6 条により、本協議会においては、役員として会長 1 名、副会長 3 名、幹事 30 名以内を置くことについて説明。
- ・規約第 8 条第 2 項について、役員のうち、まず幹事については、準備会と同様とする案を説明。  
(意見・質問なし)

(採決)

- ・賛成多数により承認。

(進行：準備会会長)

- ・会長の選任については、規約第 8 条第 1 項により、会員による互選とあるが、どのようにすべきか出席者に意見打診。

(会場より)

- ・「事務局一任」、「異議なし」の声

(説明：事務局)

- ・事務局案として 三日月大造滋賀県知事の会長への就任を提示

(進行：準備会会長)

(意見・質問なし)

(採決)

- ・賛成多数により承認。
- ・三日月大造滋賀県知事が、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会 会長に就任。

(進行：準備会会長)

- ・規約第8条第1項により、副会長については、会長が副会長を選任する。

(会長：三日月知事)

- ・副会長3名を指名
  - 滋賀県農業協同組合中央会 会長 中川 清之 氏
  - 滋賀県漁業協同組合連合会 会長 望月 幸三 氏
  - 市長会 会長 近江八幡市長 富士谷 英正 氏

(採決)

- ・賛成多数により承認。
- ・琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会 副会長 3名就任

(会長：三日月知事)

- ・役員を代表して会長 挨拶 (別紙のとおり)

(進行：会長)

- ・規約第9条第3項の規定により、滋賀県農政課富家課長を議長として指名。

(第3号議案)

平成30年度の事業計画(案)

(説明：事務局)

- ・世界農業遺産の申請スケジュール等を説明。
- ・6月20日の期限までに申請書を国に提出し、平成30年度2月頃に、まずは「日本農業遺産の認定」と「世界農業遺産への認定申請への承認」を得られるよう、努める方向を説明。

(意見・質問なし)

(第4号議案)「世界農業遺産」認定申請(案)

(第5号議案)「世界農業遺産」保全計画(アクションプラン)(案)

- ・上記の2議案について事務局より説明
- ・最終的な申請書は、6月に開催予定の幹事会で承認を得るということで、幹事に一任いただきたい旨を併せて説明。

(質疑・意見)

(質問)

Q：世界農業遺産の申請書は6月20日がメ切と聞いたが、進捗はどの程度か？

A：6月の申請書提出に向けて、これまで調査してきたものを形にしていく方向で、県内外の専門家の先生方に、最終的に御意見をうかがったりしているところ。

Q：世界農業遺産認定への手ごたえはどうか？

何地域ぐらいの申請があるのか？

A：世界農業遺産認定は、世界で49地域、そのうち東アジアの比率が5割以上で、日本も11地域もあることから、ハードルが高くなっていると聞いている。

前回平成28年度には19地域の申請があり、第1次で10地域が残り、最終的に日本農業遺産認定は8地域、そのうちの3地域が世界への承認申請を得ている。

前回落選した地域は、再挑戦されると聞いているし、滋賀県のように今回新たに提出する地域もあると思われる。

ライバルは多数あるが、滋賀の農林水産業は、魅力的で世界に誇れるものであることから、皆さんの応援により、頑張ってまいりたい。

(採決)

第4号議案

・賛成多数により承認。

(採決)

第5号議案

・賛成多数により承認。

#### 4. 閉会 (事務局)

- ・皆様の御協力により、本日誕生しました。この協議会のもと、世界農業遺産の認定に向けて、皆様と共に、さらに連携を深めながら取組を進めて参りたいと存じます。この活動をさらに盛り上げていくためには、皆様のお力が非常に大切です。今後とも、皆様には、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5. 記念撮影

協議会設立を記念して出席者全員で「記念撮影」



## 会長 就任挨拶

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会 会長 三日月 大造

皆さん、こんにちは。

年度末、サクラの花も満開でお花見などの御予定もあったにも関わらず、このように御臨席いただきありがとうございます。また、日頃より、農林水産業のみならず、地域振興、福祉の向上など、それぞれのお立場で、各地で滋賀県をよりよくするために、御尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

いま、皆様に御推挙いただき、会長を務めさせていただくこととなりました。

知事という職務を拝命しておりまして、その立場ゆえの職責という面もございますが、大変、緊張もしております。

と、言いますのも、滋賀県民が古より引き継いできた、この琵琶湖と共生するシステムをしっかりと守り育てていくということは、現世代の私たちのみならず、私たちの子どもや、またその子どもというように、非常に長い世代に対しての責任を果たすことにもなりますし、私たち人間のみならず、いろいろな生きものの生命にも関わることです。また、こういった取組が滋賀県のみならず、全国、また世界の取組にも様々な影響や波及効果を及ぼしうるものであるという自覚と責任を持って努めてまいりたいと存じます。

三名の副会長の方々、そして会員の皆様、本日お集まりいただきました皆様の御協力をいただきながら会長の重責を担ってまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、ビデオ映像でも御紹介いただきましたとおり、本県では他地域に誇れる素晴らしい取組を先人が作り、我々に引き継いでくださいました。一方で、現在においては、様々な面で課題も出てまいりました。例えば、琵琶湖で魚が獲れなくなってきた、アユが少なくなってきた。また農業の担い手が少なくなってきた。山が荒れてきているなどです。このような課題を克服し、可能性を伸ばしていくためにも、私たちは、世界農業遺産を通じて、この琵琶湖システムをしっかりと改めて見つめ直し、守り、広め、それを多くの方々に知っていただきたいと思えます。ぜひ、自信と確信をもってこの取組を進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

また、昨年来、滋賀県は大変注目されています。桐生選手が日本人初の9秒台、なんでやろ？滋賀県の人には長生きや、なんでやろ？滋賀県から高校野球が3校選ばれた、なんでやろ？

そこには、いろいろな要素があるとは思いますが。美味しい近江米をいただいているからなのか、美味しい近江牛をいただいているからなのか、カルシウムたっぷりの琵琶湖の魚をいただいているからなのか、いや、この自然豊かな環境のなかで、未来のことやみんな

のことを考えながら、農林水産業を営んでいる、このことは大変深く影響しているのではないかと、私は考えているところでございます。

そういう観点からも、この「世界農業遺産」認定を目指す取組を進めてまいりたいと思いますので、それぞれの分野で皆様のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げ、会長就任にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

